

北本市公共施設照明LED化業務委託
公募型プロポーザル
募集要項

令和8年4月

北本市

1 趣旨

北本市（以下「本市」という）は、令和6年3月に策定した「第5次北本市地球温暖化対策実行計画」において、市役所における温室効果ガス排出量の削減目標を、令和12年度までに46.0%削減（平成25年度比）と掲げた。この削減目標の達成に向けた施策のひとつに建築物の脱炭素化の推進があり、建築物の高断熱化や冷暖房効率の向上に加え、照明機器の高効率化を行うことにより、温室効果ガス削減につなげていく必要がある。

この要項は、公共施設における電気使用量削減による二酸化炭素排出及び、電気料金の削減による財政負担の軽減を図るため、公共施設照明LED化業務（以下「本業務」という。）を行うにあたり、豊富な経験と高度な技術力を有する事業者の中から、公募型プロポーザル方式により、本業務の受託事業者を選定するために必要な事項を定めるもの。

2 本事業の目的

本市は、地球温暖化対策への取組として、令和4年1月に「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指している。本業務では、公共施設照明のLED化に伴う省エネルギー効果の検証、最適な施工管理など、専門的な知識と技術に基づく提案を求め、公共施設のコスト削減及び「第5次北本市地球温暖化対策実行計画」に掲げる温室効果ガス削減目標を達成するために、公共施設照明設備のLED化を実施する。

3 本事業の概要

- (1) 業務名 北本市公共施設照明LED化業務委託
- (2) 対象施設 本市が所有している小学校等の施設 計8施設（別紙「対象施設一覧表のとおり」）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月19日まで
- (4) 業務内容
ア LED照明導入に係る現地調査業務
イ LED照明導入に係る施行計画書作成業務
ウ LED照明器具・ランプの調達、設置業務
エ 既存照明器具等の撤去、運搬・廃棄業務
オ 施工管理及び進捗管理業務
カ その他上記に関連する事項
- (5) 提案上限額
提案上限額：185,474千円（消費税額及び地方消費税を含む）
※この金額は、予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すもの。

4 参加資格要件

(1) 参加者の構成

参加者は、単独企業又は共同企業体によるものとし、以下の参加資格要件を満たす者とする。

参加表明書締切日から優先交渉者の決定までの間に、以下の要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加資格要件

ア 共通する参加資格要件

単独企業、共同企業体の代表者は公告日において、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア) 建設業法第3条の規定による電気工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (エ) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成20年告示第39号)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (オ) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成30年告示第269号)に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (カ) 国税及び地方税の滞納がない者であること。
- (キ) 中小企業等協同組合においては、当該組合の組合員が同一の入札に参加しようとする者であること。
- (ク) 共同企業体について、構成員は2者又は3者とし、共同企業体はその構成員の自主結成とする。

イ その他の参加資格要件

- (ア) 共同企業体の場合、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への書類提出及び本市からの通知等については、全て共同企業体の代表者が行う。
- (イ) 共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同企業体の構成員になることはできない。また、構成員と資本関係又は人的関係等のあるものについても、他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 公告から契約までのスケジュール

公募のスケジュールは、以下のとおりとする（ただし、変更する場合がある）

内容	期間等
公告	令和8年4月27日（月）
質問書の受付期間	令和8年4月27日（月）から5月11日（月）
図面閲覧期間	令和8年4月27日（月）から5月11日（月）
参加表明書の提出期限	令和8年5月22日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和8年6月5日（金）まで
審査	令和8年6月19日（金）
選考結果の通知、公表	令和8年6月22日（月）
契約の締結	令和8年6月下旬
業務の開始	令和8年8月上旬

6 関係資料

(1) 配付資料

- ア 募集要項
- イ 参加表明書（様式1-1～1-2）
- ウ 共同企業体協定届出書（様式1-3）
- エ 参加資格確認書（様式1-4）
- オ 図面等閲覧申請書（様式2）
- カ 質疑回答書（様式3）
- キ 参加辞退届出書（様式4）
- ク 企画提案書（様式5）
- ケ 技術評価に係る提案書（様式5-1-1～5-1-5）
- コ 提案価格見積書（様式5-2-1）
- サ 提案価格見積書の内訳書（様式5-2-2）
- シ 参考図書貸与申込書（様式6）

(2) 貸与資料

対象施設の姿図及び位置図

※施設竣工当初の図面のため参考として扱うこと。

7 質問の受付

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

受付期間	4月27日（月）から5月11日（月）15時まで
提出書類	質疑回答書（様式3）
提出方法	電子メールで提出すること。 担 当：北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当 提出先： environment@city.kitamoto.lg.jp ※電子メール送信の際の件名は「北本市公共施設照明LED化業務委託に関する質問書（質問者名）」として送信すること。 ※送信後、必ず電話で担当へ連絡すること。 電 話：048-594-5526（直通）平日のみ9時から16時まで
回答方法	令和8年5月18日（月）に市のホームページ上に公表する。

8 参加表明及び参加資格確認

(1) 参加表明書の提出

参加申込者は、次の方法により参加表明手続きを行い、参加資格要件の有無について審査を受ける。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1-1又は1-2)

(イ) 共同企業体協定届出書(様式1-3 共同企業体による参加の場合に限る。)

(ウ) 参加資格確認書(様式1-4)

イ 提出部数

正本1部及び副本2部（副本は複写可） 計3部

ウ 提出先

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地

北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当

エ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

オ 提出期間

令和8年4月27日（月）から5月22日（金）15時までとする。（郵送の場合も同日同時必着とする。）持参の場合は平日のみ9時から16時まで

(2) 参加資格の審査結果

- ア 参加資格の審査結果は、令和8年5月26日（火）を目途に郵送及び電子メールにより、参加資格審査結果通知書により通知する。
- イ 参加資格がないと認められた者は、参加資格審査結果通知書にその旨を記載する。
- ウ 参加資格がないと認められた者には、本市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合には、令和8年6月5日（金）16時までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により北本市役所市民経済部環境課環境政策・保全担当に提出すること。本市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

9 企画提案書の提出

- (1) 参加表明書提出後に以下のとおり、企画提案に係る書類を提出すること。
参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類（以下、「企画提案書等」という。）により企画提案手続を行う。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(様式5)

(イ) 技術評価に係る提案書(様式5-1-1～5-1-5)

- ・ 企画提案書及び技術評価に係る提案書は、様式集に定められたスペースに作成すること。
- ・ 様式ごとにインデックスをつけること。
- ・ 提案書は、1部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと）
- ・ 使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

(ウ) 提案価格見積書(様式5-2-1)

(エ) 提案価格見積書の内訳書(様式5-2-2)

(オ) プレゼンテーション用資料

プレゼンテーション用資料は、企画提案書の内容を逸脱することなく、企画提案書を補足する最低限のものとする。

- ・ A4判で作成し、1部ずつファイルに綴じること。（ファイルの表

紙及び背表紙に正本又は副本の別を記載するとともに、副本については部ごとに整理番号をつけること。また、出力は両面コピーとし、会社名は記載しないこと)

- ・ A 3 判の資料は、折りたたんでファイルに閉じることができれば可とする。
- ・ 使用する文字の大きさは 10.5 ポイント以上とする。
- ・ ページ数は 20 ページ以内とする。表紙及び目次は、枚数には含まない。別冊資料の添付は不可とする。
- ・ カラー刷り、写真・絵・図・表等の挿入は可とする。
- ・ 提出後の記載内容の変更及び差し替えは不可とする。
- ・ 日本語で作成した上、ページ番号を付する。

イ 提出部数

- (ア) 正本1部及び副本 9 部(副本は複写可) 計 10 部及び電磁的記録媒体1部
ただし、提案価格見積書及び提案価格見積書の内訳書については、正本1部のみ提出。
- (イ) 電磁的記録媒体に、提出書類の電子データ(PDF及び元データ)を格納し提出すること。
- (ウ) 電磁的記録媒体への格納の条件は、次のとおりとする。
 - ・ W i n d o w s フォーマットとすること。
 - ・ 様式の指定があるものは、原本ファイル形式のままとし、その他図面等は PDF 形式とする。
 - ・ ウィルスチェックを行ってから提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

エ 提出先

〒364-8633 北本市本町1丁目111番地
北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当

オ 提出期間

令和8年4月27日(月)から6月5日(金)までとする。(郵送の場合も同日同時必着とする。)持参の場合は平日のみ9時から16時までとする。

(2) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザル審査のために複製を作成することができるものとする。
- ウ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合には、当該提案者は本市に対して当該損失及び損害を補償又は賠償しなければならない。

- エ 企画提案書等の提出は、1 提案者につき 1 案とする。
- オ 企画提案書等（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同じ。）の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、契約に至らなかった場合の企画提案書等は、本プロポーザルに関する公表以外に無断で使用しない。
- カ 企画提案書等の作成のために本市から受領した資料は、本市の了解なく公表及び使用してはならない。
- キ 記載内容の変更
提出された企画提案書等の差し替えは認めない。

(3) 技術提案の履行

受注者は、企画提案書等の提案事項については、責任を持って確実に履行すること（本市がその提案事項の履行について不要と認める場合を除く）。また、受注者の責により、事業契約完了時点で企画提案書等の提案を達成できなかった事項については、契約金額の変更対象とする。ただし、本市との協議の上、技術提案と同等と認められる方法等で本業務を履行することを本市が認める場合はこの限りではない。

なお、企画提案書等の提案事項を達成する意志が受注者に認められないなど、企画提案書等に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求及び指名停止措置を行うことがある。

(4) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、受注者に属するものとする。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- ・ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ・ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ・ 提案上限価格を超える額で提案をしたとき。
- ・ 参加表明書の提出期間以後、優先交渉権者の決定の日までの手続期間中に指

名停止となったとき。

- ・その他、企画提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの募集要項に定める手続きによらなかったとき。

(6) 辞退の方法

- ・参加申込者は、優先交渉権者が決定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- ・本プロポーザル参加を辞退した場合、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはない。
- ・参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式4）を郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できるものに限る。）又は持参により提出すること。なお、参加辞退届出書を提出した後は、辞退を撤回することはできない。

10 技術提案の審査及び審査項目

(1) プロポーザル選定委員会

業者の選定は、プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において実施する。

(2) 企画提案書審査

委員会は、提出された企画提案書等について審査評価基準に基づき評価を実施する。

- ・企画提案書審査により、業務遂行能力、業務の品質、価格等を総合的に評価し、評価値が最も高い提案を最優秀提案として特定する。
- ・最優秀提案となるべき同値の評価値が2者以上ある場合は、提案価格が最も低い者を最優秀提案として特定する。提案価格が最も低い者がなお2者以上ある場合は、くじにより最優秀提案として特定する。

(3) プレゼンテーション

ア 提案者は提出した企画提案書に係る審査を受けるため、プレゼンテーション及び委員会委員によるヒアリングを行う。

(ア) 日時 令和8年6月中旬頃（別途通知）

(イ) 集合場所 北本市役所（別途通知）

(ウ) 参加可能人数 当該業務に予定する者を含む5名までとする。

イ プレゼンテーションに関する注意事項

(ア) 会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。

(イ) プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき35分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを15分程度とする。

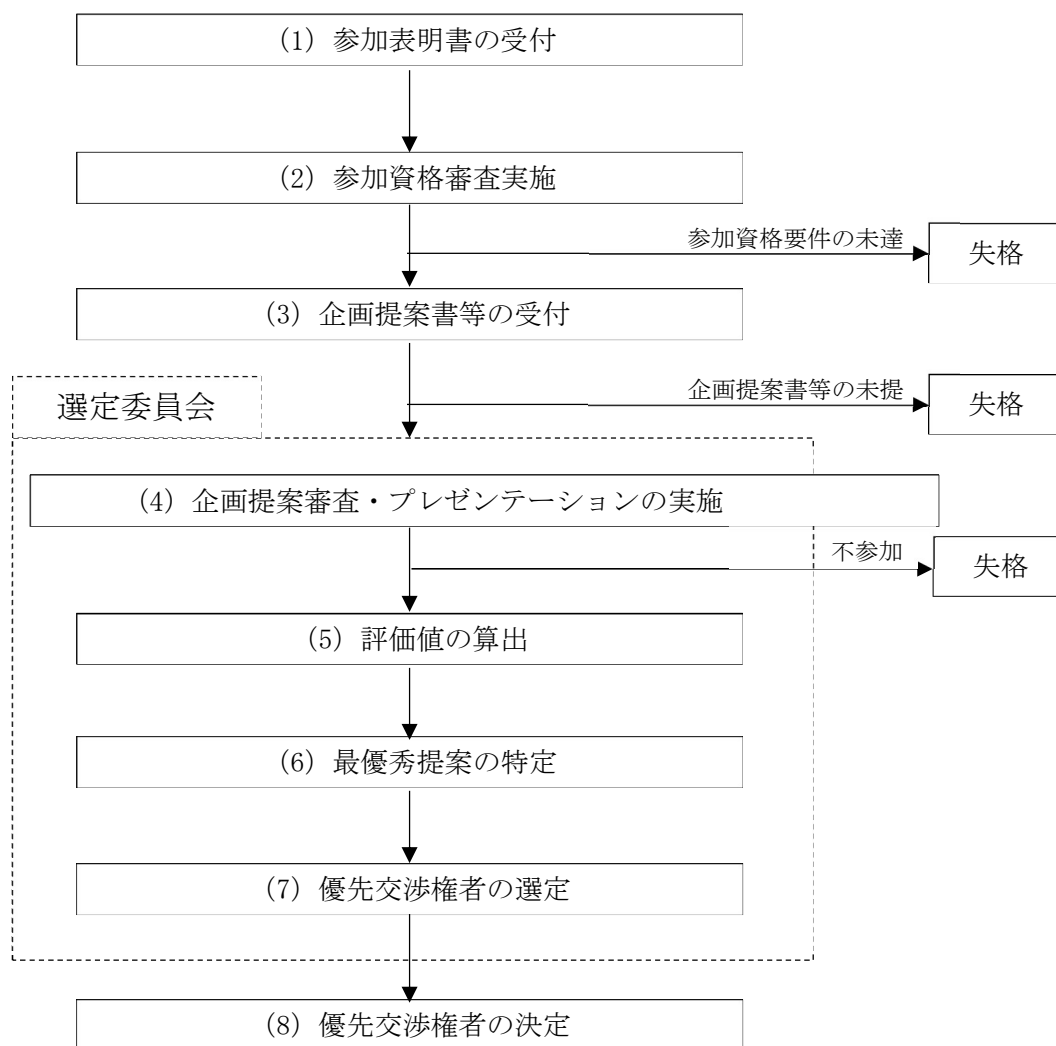
(ウ) 会場入場後、選定委員の紹介等は行わないので、速やかに準備を行い、説

明を開始すること。

- (エ) プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないよう十分注意すること。
- (オ) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとす。
- (カ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用いて行うこと。新たな資料の提示は認めない。
- (キ) モニター等の使用を希望する場合には、プレゼンテーション実施日の1週間前までに北本市市民経済部環境課環境政策・保全担当あてに電子メールで届け出を行い、承認を受けること。

(4) 優先交渉権者等の決定

委員会は、企画提案書等の特定結果に基づき、最優秀提案を提出した者を優先交渉権者として選定する。本市は、委員会の選定に基づき、優先交渉権者を決定する。優先交渉権者の決定までの流れは、次のとおり。



優先交渉権者の選定結果については、公告日、契約締結日、契約者、結果表を公表する。その他は非公表とする。※事業者名の実名は公表せず、評価点数は合計点のみ公表する。

■公表する結果表（イメージ）

事業者名	評価点数	備考
A社		
B社		契約者
C社		

(5) 審査項目

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点		様式
技術 評価 内容	(1) 業務遂 行能力	①類似業務の 実績	ア 過去10年以内に公共施設照明など元請け としての実績があるか。	5	10	5-1-1
		②業務実施体 制及び業務フ ロー	ア 学校運営を行いながら多拠点を同時に進め ることを十分に鑑み、適切な体制図を提示 しているか。	5		5-1-2
	(2) 地域 活性化	①地域経済へ の貢献	ア 市内企業等との連携や資材調達などの配 慮、市内事業者への発注計画、その他地域 経済活性化に資するさまざまな取組につい て具体的な実施方法を記述しているか。	10	10	5-1-2
	(3) スケジ ュール 管理	①工期設定	ア 学校運営を行いながら多拠点を同時に進め ることを十分に鑑み、適正な工期設定がさ れているか。 イ 学校運営への影響を少なくする施工期間短 縮等の提案がなされているか。	10	10	5-1-3 (1) (2)
	(4) 業務の 品質	①統括管理業 務の実施方針	ア 学校運営が行われている中、工期内に事 業を行うため、特に重要な役割を担う統 括管理業務について、多拠点における十 分な安全管理、計画及び施工において統 一的な品質管理を行うための適切な方法 を提案しているか。 イ 各拠点で発生したトラブルや計画内容の 調整等を円滑に処理するための適切な方 法を提案しているか。	5	20	5-1-4
		②計画業務の 実施方針	ア 快適な学校環境や周辺環境に配慮した計画 がされているか。 イ 機器について、適切な提案をしているか。 ウ 機器のアフターフォロー等に配慮した計画 を提案しているか。 エ 品質を確保するための具体的方策（体制、 瑕疵の防止策等）について提案している か。 オ 設置方法等について各学校の条件に沿った 合理的な提案がされているか。	5		5-1-4
		③施工業務の 実施方針	ア 適切な品質管理及び施工精度が確保でき る提案を行っているか。 イ 平日学校運営を行いながら実施すること を鑑み、児童、教職員及び来校者等の安 全と学校運営に十分に配慮した事業の進 め方について、具体的な提案を行っている か。 ウ 休日施工や夜間休工作中的防災、防犯を踏	5		5-1-5

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	様式												
	(4) 業務の 品質		まえた安全確保について具体的な提案を行っているか。 エ 設置完了後の機器使用時の安全性に配慮するとともに、維持管理を考慮した提案を行っているか。														
		④監理業務の 実施方針	ア 多拠点監理のための適切な方法を提案しているか。 イ 市及び学校への報告、調整方法について適切な提案を行っているか。	5	5-1-5												
技術評価点 小計				50													
価格評価点	(見積価格÷有効見積価格の平均価格×100) -100 上記により算出した数値に対し以下のとおり点数を付す。小数点第2位以下は四捨五入。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>数値</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-10.1 以下</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>0 から-10.0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>+5.0 から+0.1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>+10.0 から+5.1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>+10.1 以上</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ※本市提案上限額を上回る場合は、失格となる。			数値	点数	-10.1 以下	50	0 から-10.0	40	+5.0 から+0.1	30	+10.0 から+5.1	20	+10.1 以上	10	50	
数値	点数																
-10.1 以下	50																
0 から-10.0	40																
+5.0 から+0.1	30																
+10.0 から+5.1	20																
+10.1 以上	10																
総合計 (評価値)				100													

(6) 評価値が同点の場合

最優秀提案を決する際、評価値が同点の場合は、提案価格が低いものを優位とし、評価値及び提案価格が同値の場合は、くじ引きにより最優秀提案を特定する。

(7) 最低基準

配点の6割(全審査委員の評価点の総合点数が100分の60)を最低基準とし、最低基準に満たない場合は、優先交渉者として選定されないものとする。

1.1 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

1.2 契約保証金

契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、北本市契約規則第25条に該当する場合は、契約保証金の納付を免除とすることができる。

1.3 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、本市ホームページにおいて公表する。決定された優先交渉権者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者決定通知書）で通知する。優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、その旨を書面（優先交渉権者に決定されなかった旨の通知書）で通知する。
- ・ 審査の経過及び評価値の内訳に対する問合せには一切応じない。

1.4 契約手続き等

(1) 契約手続き

- ・ 審査の結果、契約を締結する（令和8年6月下旬予定）。
- ・ 企画提案書は、全て仕様書に記載されたものとする。
- ・ 契約保証金は別添要項とおりにする。

(2) 取り消し等

- ・ 契約の締結までに資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由において、優先交渉権者との事業契約が締結できない場合、本市は当該優先交渉権者を取り消し、次点者を優先交渉権者として契約交渉を行う。
- ・ 契約の締結ができないことが明らかとなった場合は、本市に対し、速やかに文書（様式任意）により、その旨を届け出ること。

(3) その他

- ・ 正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、指名停止を行う。
- ・ 参加表明手続及び技術提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合は、指名停止を行うことがある。

1.5 その他

(1) 費用負担について

提出書類等の作成及び本プロポーザルの参加に必要な費用は、参加申込者の負担とする。

対象施設一覧表

No	施設名	住所
1	北本市立中丸小学校	北本市宮内7丁目145番地
2	北本市立石戸小学校	北本市荒井2丁目320番地
3	北本市立南小学校	北本市緑3丁目387番地
4	北本市立北小学校	北本市深井4丁目45番地
5	北本市立西小学校	北本市本町7丁目3番地
6	北本市立東小学校	北本市中丸6丁目65番地
7	北本市立中丸東小学校	北本市中丸10丁目270番地
8	久保土地区画整理事務所	北本市大字下石戸下538番地2
	計 8施設	